

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和元年 10 月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から21までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送
する事業をいう。

(道路運送法第2条) (○)

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切
って旅客を運送する事業である。

(道路運送法第3条) (×)

3. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。

(道路運送法第4条) (○)

4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

5. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条) (×)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変
更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。

(道路運送法第15条) (×)

7. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第20条) (○)

8. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければ
ならない。

(道路運送法第22条の2) (○)

9. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(道路運送法第25条) (○)

10. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

(道路運送法第29条) (×)

11. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第38条) (×)

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

(道路運送法第40条) (○)

13. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。

(運輸規則第3条) (○)

14. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2) (○)

15. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(運輸規則第21条) (○)

16. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

(運輸規則第24条) (×)

17. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条の2) (○)

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを運転者に携行させなければならない。また、運行指示書を運行の終了の日から3年間保存しなければならない。

(運輸規則第28条の2) (×)

19. 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。

(運輸規則第37条) (○)

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行者管理資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。

(運輸規則第47条の9) (×)

21. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務経験を有し、かつ、国土交通大臣が告示で定める講習を五回以上受講した者は、一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者の資格者要件を有する。

(運輸規則第48条の5) (×)

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下から選び () 内に記号を記入しなさい。

22. 道路運送法の目的は道路運送の (ア) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

(道路運送法第1条)

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

23. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から (オ) 年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

(道路運送法第7条)

ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5

24. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(ウ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(道路運送法第8条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、(ア)国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(道路運送法第9条の2)

ア. あらかじめ イ. 事後に ウ. 運送開始前に

26. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに(イ)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(道路運送法第12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

27. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(ア)を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第15条)

ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届

28. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(ウ)。

(道路運送法第33条)

ア. 利用させてもよい イ. 貸し渡してもよい ウ. 利用させてはならない

29. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(ウ)を図ることを目的とする。

(運輸規則第1条)

ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便

30. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(ア)かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第2条)

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

31. 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を(イ)保存しなければならない。

(運輸規則第25条)

ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間

32. 旅客自動車運送事業者は、(ア)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

(運輸規則第36条)

ア. 二ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（イ）保存しなければならない。

(運輸規則第37条)

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

34. 旅客自動車運送事業者は、（イ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 60 イ. 65 ウ. 70

35. 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。

(運輸規則第44条)

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

Ⅲ. 次の法令の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び（ ）内に記号を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ク）で定めるところにより、主として運行する路線又は（チ）の状態及びこれに対処することができる（サ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ソ）し、かつ、その記録を営業所において（ア）保存しなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 三年間	イ. 通達	ウ. 経路	エ. 法	オ. 申請	カ. 自動車
キ. 教育	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 五年間	サ. 運転技術	シ. 省令
ス. 報告	セ. 一年間	ソ. 記録	タ. 届出	チ. 営業区域	ツ. 運転者